

# これまでの議論の整理② (設備投資税制版)

1

**これまでの議論の整理(設備投資税制)**

# 政策税制（共同利用施設特別償却制度）

## の改革の方向性

平成24年2月28日  
第1回生活衛生関係営業活性化のための税制問題WG資料

### 1. 現行措置

- 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%を特別償却できる制度（法人税）

※共同利用施設: 共同送迎(買い物)バス、共同研修施設、共同保育施設、共同蓄電設備 等  
[創設]昭和55年(昭和54年環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律一部改正に伴う措置)  
[要望経緯]期限切れ毎に延長要望  
[根拠法令]租税特別措置法第44条の3、第68条の24  
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5

### 2. 現行措置の問題点

- 適用実績が極めて低調  
平成14年度～平成21年度適用実績 0件 平成22年度適用実績 2件  
[※このため、生活衛生関係営業の振興に関する第3次報告書の内容に沿って活用を促進(課長通知)  
※今後、第3次報告書の内容に沿った活用が見込まれている(寿司研修棟、美容研修施設・保育施設等)]



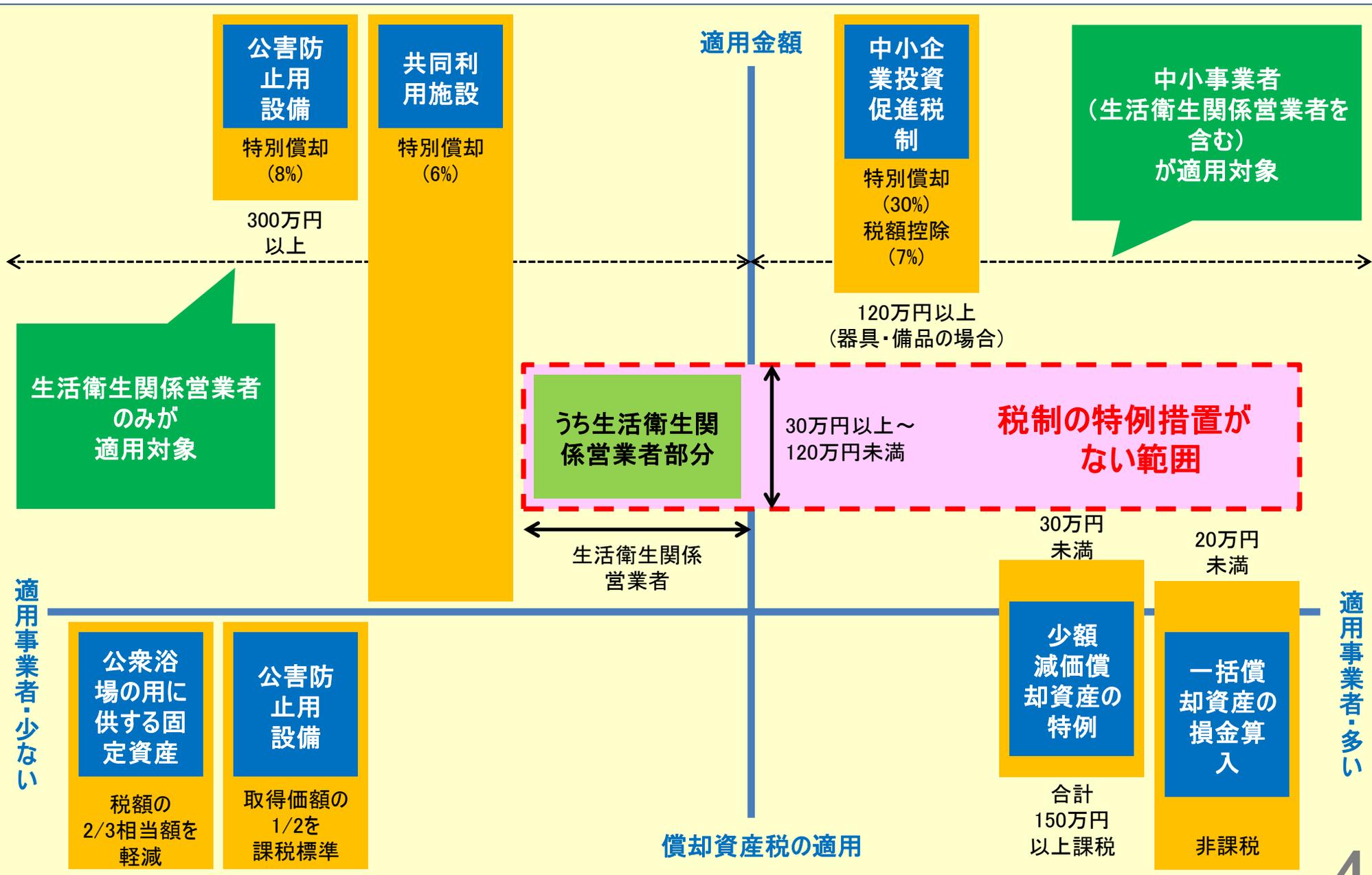
営業者（組合）の活力の再生・強化に資する見直しが必要ではないか  
（「政策の合理性」、「手段としての有効性」の観点からの見直し）

### 3. 改革の方向性（イメージ）



- 将来需要が見込まれる分野に対して実効性のある税制措置を講ずることで設備投資を加速化し、中小零細事業者である生衛業の活力の再生・強化につなげることが必要ではないか

# 設備等を取得した場合の税制上の特別措置



# 生活衛生関係営業に係る税制の検討フレーム

	(一般) 営業者	生活衛生関係 営業者	生衛同業組合 組合員	生衛同業組合	全国連合会
初期投資	<p>・竹内構成員のご提案 (いずれの範囲まで広 げるべきか)</p>			<p>租税 特別措置 (共同利用)</p>	
経済活動					
組合活動					
公益活動					

# これまでの議論の整理（論点整理） I

---

## I . 適用事業者の範囲（竹内構成員資料(4頁)の横軸)

### (論点①) 適用事業者の範囲をどこまで対象とすべきか

- ・ 生活衛生同業組合の組合員  
(振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員)
- ・ 生活衛生関係営業者
- ・ 中小事業者

(参考)「共同利用施設税制」の対象は生活衛生同業組合等

### (論点②) 適用設備の範囲をどこまで対象とすべきか

- ・ 機械・装置
- ・ 器具・備品
- ・ ソフトウェア
- ・ その他設備

(参考)「共同利用施設税制」の対象は振興計画に係る共同利用施設

## Ⅱ. 特例措置の範囲（竹内構成員資料(4頁)の縦軸)

### (論点③) 適用金額の範囲をどうすべきか

(竹内構成員のご提案)

- ・ 現行で措置されていない範囲(30万円以上～120万円未満)も対象としてどうか

(参考データ)

- ・ 生活衛生関係営業の設備投資状況（資料3を参照）

### (論点④) 特例措置の内容をどうすべきか

- ・ 特別償却
- ・ 税額控除
- ・ 即時償却（全額損金算入）

2

## 現行の主な設備投資税制の概要

# 設備等を取得した場合の税制上の主な特別措置①

## ～中小企業投資促進税制と共同利用施設に係る特別償却制度～

### 「中小企業投資促進税制」と「共同利用施設に係る特別償却制度」との比較

項目		中小企業投資促進税制	共同利用施設に係る特別償却制度	
特例措置		特別償却(30%)又は税額控除(7%)	特別償却(6%)	
対象業種		ほぼ全業種 (料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブその他これらに類する事業は対象外)	生活衛生関係営業	
対象事業者		青色申告書を提出する中小企業者等 (但し税額控除は特定中小企業者等のみ)	青色申告書を提出する生活衛生同業組合 (出資組合に限る)又は生活衛生同業小組合	
対象設備	機械・装置	対象	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。)	
		取得価額		すべて (製品を製造する設備等)
	器具・備品	対象		160万円以上
		取得価額		電子計算機・デジタル複合機 (事務処理の能率化等に資するもの)
	ソフトウェア			120万円以上 (同一種類の設備の複数台の合計の金額)
				一定のソフトウェア
その他の設備		70万円以上		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通貨物自動車(車両総重量が3.5トン以上のもの)</li> <li>・内航船舶(但し取得価額の75%が対象)</li> </ul>		

# 設備等を取得した場合の税制上の主な特別措置②

## ～少額減価償却資産の特例～

### 少額減価償却資産

減価償却資産は、通常、法定耐用年数に応じて減価償却費として損金経理するが、少額のものには取得時に、その取得価額の全額を損金算入(即時償却)することが認められている。さらに、青色申告書を提出する中小企業者等については、取得価額30万円未満の減価償却資産の即時償却が認められている。

#### <少額減価償却資産の取扱い>

項目	本則		特例 (中小企業者等のみ)
	資産の取得価額	10万円未満	20万円未満
損金算入方法	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	300万円以下
償却資産税の取扱い	非課税	非課税	課税 (合計150万円以上)

### 少額減価償却資産 の具体例

#### <算定にあたっての条件>

- ・期首に新品パソコン1台を24万円(税込)で購入
- ・消費税の会計処理は税込経理方式

償却方法	損金算入できる金額
少額減価償却資産による即時償却	24万円(全額)
一括償却資産による3年間で均等償却	24万円 × 1/3 = 8万円
通常の減価償却	24万円 × 0.625(※) = 15万円 ※定率法・法定耐用年数4年の償却率

#### <取得価額30万円未満の特例概要>

##### ★適用対象

青色申告書である中小企業者等に限られる

##### ★対象資産と限度額

取得価額が30万円未満の減価償却資産。ただし、事業年度における取得価額の合計額が300万円に達するまでの取得価額の合計額が限度

##### ★注意点

租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳との重複適用はできない。中古資産も対象となる。

# 設備等を取得した場合の税制上の主な特別措置③

## ～グリーン投資減税～

### 対象設備

(エネルギー環境負荷低減推進設備等)

#### 1. エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもの

適用対象資産	具体例
①新エネルギー利用設備等	太陽光発電設備、風力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置
②二酸化炭素排出抑制設備等	熱併給型動力発生装置、コンバインドサイクル発電ガスタービン、高効率配線設備、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式工業炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備、ガス冷房装置、高効率型電動熱源機

#### 2. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもの

適用対象資産	具体例
①エネルギー使用合理化設備	高断熱窓設備、高効率空気調和設備、高効率機械換気設備、照明設備
②エネルギー使用制御設備	測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機

### 特例措置

エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却の適用(青色申告書を提出する法人又は個人、中小企業者等については、7%相当額の特別税額控除との選択適用)が受けられる

# 特別償却制度と税額控除制度（中小企業投資促進税制を例として）①

## 特別償却制度

特別償却制度は、取得価額の一定割合（中小企業投資促進税制の場合30%）を、通常の減価償却費とは別に追加できる制度。通常の償却費はそのままに、さらに追加で特別償却費を計上することができるため、当該資産を事業に使用し始めた事業年度の減価償却費が大きくなり、その結果、その事業年度の納税額が少なくなる。

通常の減価償却費

+

特別償却費  
(取得価額 × 30%)

事業に使用し始めた  
事業年度の減価償  
却費

当事業年度に、「取得価額 × 一定割合」の特別償却限度額まで償却しなかった場合には、翌事業年度に限り、その償却不足額を繰越すことができる。

### 「特別償却制度」と「税額控除制度」の選択について

「特別償却制度」と「税額控除制度」は重複適用できず、どちらかの選択適用となる。特別償却の方は初年度の減価償却額が大きくなるが、税負担の面で考えると、次年度以降の償却額が少なくなることになるため、税額控除の方が長い目で見ると有利になる場合がある。ただ、資金繰りを考えて、その期の内部資金を手厚くしたい場合もあるので、財務内容に応じて選択される。

## 税額控除制度

税額控除制度は、取得価額の一定割合（中小企業投資促進税制の場合7%）をその事業年度の法人税額から控除できる制度（中小企業投資促進税制の場合事業年度の法人税額の20%を限度）。その結果、当該資産を事業に使用し始めた事業年度の納税額が少なくなる。

税額控除適用前の法人税額

税額控除後の法人税額

税額控除額

税額控除額は「取得価額 × 7%」と、「法人税額の20%」の少ない方が適用される

←  
税負担軽減

税額控除額はその事業年度の法人税額の20%を限度とするが、限度を超過した分は、翌事業年度に繰越して適用できる。

# 特別償却制度と税額控除制度（中小企業投資促進税制を例として）②

## 特別償却制度の具体例

### <算定にあたっての条件>

- ・事業年度 平成23年4月～平成24年3月
- ・特別償却前の課税所得金額 800万円
- ・機械の購入・使用開始月 平成24年3月
- ・機械の取得価額 1,000万円

### <効果の検証> (単位:万円)

項目	特別償却あり	特別償却なし	効果
①特別償却前課税所得	800	800	—
②特別償却費	300	0	300
③課税所得 (①-②)	500	800	▲300
④法人税額 (③×18%)	90	144	▲54

### <解説>

通常の償却費の他に、取得価額の30%の特別償却費を計上  
**特別償却費 1,000万円 × 30% = 300万円**  
**(減税額) 300万円 × 18% = 54万円**

※特別償却費は将来の減価償却費の先取りであるため、設備の耐用年数期間中の償却費の合計は同じになる。その結果、翌期以降の償却費は少なくなる。

(出典)中小企業庁(2011)『上手に使おう！中小企業税制48問48答』

## 税額控除制度の具体例

### <算定にあたっての条件>

- ・事業年度 平成23年4月～平成24年3月
- ・特別償却前の課税所得金額 800万円
- ・機械の購入・使用開始月 平成24年3月
- ・機械の取得価額 1,000万円

### <効果の検証> (単位:万円)

項目	税額控除あり	税額控除なし	効果
①課税所得	800	800	—
②法人税額 (①×18%)	144	144	—
③税額控除額	29	—	29
④納付法人税額 (②-③)	115	144	▲29

### <解説>

法人税額の20%を限度として、取得価額の7%が税額控除  
**特税額控除額**

〔事業年度の法人税額ベース 144万円 × 20% = 29万円(適用)  
 取得価額ベース 1,000万円 × 7% = 70万円

※残額の41万円は翌事業年度に繰越して税額控除の対象となる

**(減税額) 144万円 × 20% = 29万円**